平成２８年（フ）第６３９号
宮城県岩沼市松ケ丘１丁目５番地の４、従前の住所宮城県岩沼市中央１丁目２番12号
債務者　高橋　清次
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月30日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5347番地
債務者　伊藤　智司
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二井矢旬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
新潟県新発田市新栄町２丁目13番１号６、前住所新潟県新発田市大手町１丁目１番15―403号
債務者　**今**井　浩子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第６０８号
広島県廿日市市住吉２丁目７番26号
債務者　近貞　佳弘
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５５号
広島市佐伯区八幡東２丁目20番13―301号
債務者　眞鍋　　司
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３１号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目17番11号
債務者　山内　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　梨栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６７号
函館市川原町８番８号
債務者　笹浪　勝広
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８９号
愛知県岡崎市板屋町221番地２　リバーパーク202、前住所愛知県岡崎市伊賀町444番地１サーラシティ葵604
債務者　武内　憲一
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
島根県出雲市松寄下町1195番地10
債務者　桑原　匡規
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第６５号
島根県出雲市多伎町小田94番地１
債務者　錦織　**芳**子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７号
北海道上川郡剣淵町西町13番14号
債務者　関　　竜子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第８号
北海道名寄市東６条南４丁目71番地１
債務者　山崎　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第８７号
山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１―１小国町介護老人保健施設温身の郷、住民票上の住所山形県西置賜郡小国町大字古田366番地１
債務者　加藤　錬一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１２０２号
埼玉県鴻巣市小松１丁目８番15号
債務者　細谷　里実（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１９号
さいたま市緑区道祖土４丁目４番17号　レオパレスＭＩＮＯＲＩ　104号
債務者　尾形　哲也
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０３号
さいたま市見沼区大字小深作216番地12　末永荘２Ｆ東号室、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目844番地１　三栄ビル305
債務者　宮城　広美
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２３号
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　さいたま寮Ｂ棟
債務者　末次　伸行
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係